

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年2月28日
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 村上 敦子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 村上 敦子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（注）1
【届出の対象とした募集金額】	（第36回普通株式新株予約権証券） その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 95,235,000円（注）2  （第37回普通株式新株予約権証券） その他の者に対する割当 0米ドル 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 755,850.00米ドル（注）2  （注）1 新株予約権証券は、ストック・オプション付与を目的としたソニー株式会社第36回普通株式新株予約権及び第37回普通株式新株予約権として発行されるものです。 2 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年2月2日付で関東財務局長に提出し、2018年2月8日付で訂正を行い、2018年2月[15]日付でその届出の効力が発生しております有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「払込金額の総額」が2018年2月28日に確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を自発的に提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券(第36回普通株式新株予約権証券)
  - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行新株予約権証券(第37回普通株式新株予約権証券)
  - (2) 新株予約権の内容等
- 3 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

### 第一部【証券情報】

#### 第1【募集要項】

##### 1【新規発行新株予約権証券】(第36回普通株式新株予約権証券)

##### (2)【新株予約権の内容等】

##### (訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。行使価額は、当初、以下の方法により決定される。 割当日の前10営業日(終値(以下に定義する。)のない日を除く。)の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の単純平均の金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、その金額が、(イ)割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額(1円未満の端数は切り上げる。)、又は(ロ)割当日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。 ただし、行使価額は、欄外(注)2.「行使価額の調整」の定めにより調整を受ける場合がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	94,237,500円 上記金額は、行使価額に「新株予約権の目的となる株式の数」たる17,500株を乗じた金額であり、本届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額である。

##### (訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。行使価額は、当初、5,442円とする。 ただし、行使価額は、欄外(注)2.「行使価額の調整」の定めにより調整を受ける場合がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	95,235,000円 上記金額は、行使価額に「新株予約権の目的となる株式の数」たる17,500株を乗じた金額である。

## 2【新規発行新株予約権証券】(第37回普通株式新株予約権証券)

## (2)【新株予約権の内容等】

## (訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。行使価額は、当初、以下の方法により決定される。</p> <p>割当日の前10営業日(終値(以下に定義する。)のない日を除く。)の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の単純平均(以下「基準円価額」という。)を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート(以下「基準換算レート」という。)で換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、基準円価額が、(イ)割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額、又は(ロ)割当日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。</p> <p>ただし、行使価額は、欄外(注)2.「行使価額の調整」の定めにより調整を受ける場合がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>732,750.00米ドル</p> <p>上記金額は、行使価額に「新株予約権の目的となる株式の数」たる15,000株を乗じた金額であり、本届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額である。</p>

## (訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。行使価額は、当初、50.39米ドルとする。</p> <p>ただし、行使価額は、欄外(注)2.「行使価額の調整」の定めにより調整を受ける場合がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>755,850.00米ドル</p> <p>上記金額は、行使価額に「新株予約権の目的となる株式の数」たる15,000株を乗じた金額である。</p>

## 3【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円) (注)2、3	差引手取概算額(円)
175,012,500	5,000,000	170,012,500

(注)1. 第36回普通株式新株予約権証券及び第37回普通株式新株予約権証券(以下併せて「新株予約権」という。)は無償で発行されるため、新株予約権の払込金額はないが、ここでは新株予約権が全部行使された場合における上記1(2)及び2(2)に記載された「新株予約権の行使時の払込金額」の合計額の本届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額を記載している。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、外部弁護士費用等であります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円) (注)2、3	差引手取概算額(円)
176,865,000	5,000,000	171,865,000

(注)1. 第36回普通株式新株予約権証券及び第37回普通株式新株予約権証券(以下併せて「新株予約権」という。)は無償で発行されるため、新株予約権の払込金額はないが、ここでは新株予約権が全部行使された場合における上記1(2)及び2(2)に記載された「新株予約権の行使時の払込金額」の合計額を記載している。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、外部弁護士費用等であります。

以 上